

おおひら万葉まつり実行委員募集

8月18日(土)に開催予定の「おおひら万葉まつり」の企画・運営に携わっていただく実行委員を募集します。お祭りに興味のある方の申し込みをお待ちしています。

- ◆対象者 村民・村内在勤者
- ◆活動期間 4月～9月(事後検討会を含む)
- ◆申込期限 3月16日(金)



◆申込・問い合わせ先
産業振興課 ☎341-8514



4月から村税等の納付が 荘内銀行でもできるようになります

4月1日から村税、使用料、保険料、給食費を荘内銀行本・支店で納付できるようになります。

4月からの取扱金融機関

- あさひな農業協同組合 支店
- 七十七銀行 本・支店
- 仙台銀行 本・支店
- 荘内銀行 本・支店
- 古川信用組合 本・支店
- 東北6県のゆうちょ銀行、又は郵便局

◆問い合わせ先

- 村税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
税務課 ☎341-8513
- 住宅使用料、駐車場使用料
都市建設課 ☎341-8515
- 上下水道使用料
都市建設課 ☎341-8516
- 給食費
給食センター ☎345-5082



山火事防止 6つのポイント

- 枯草などのある火災の起こりやすい場所では、たき火をしない
- たき火の場所を離れる時は完全に消火する
- 強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしない
- 火入れ許可は必ず受ける
- たばこの吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てない
- 火遊びは絶対にしない



住宅火災 いのちを守る 7つのポイント

- 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

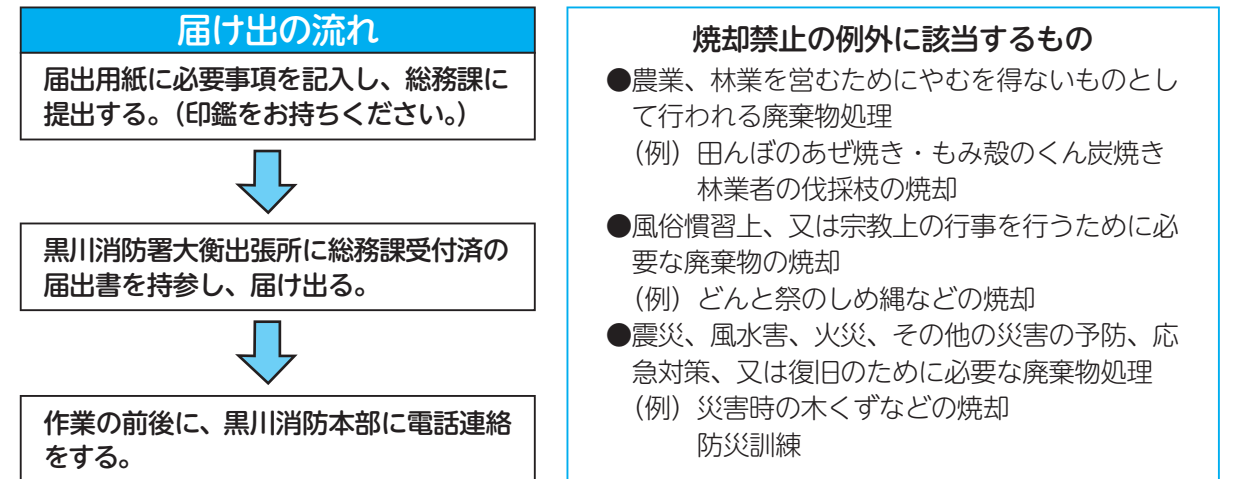
3月から5月にかけては空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。火の取り扱いには十分注意し、火の用心に努めましょう。

春の火災予防運動 3月1日～7日
『火の用心 ことを形に 習慣に』
山火事予防運動 3月1日～5月31日
『小さな火 大きな森を 破壊する』



火災とまぎらわしい煙または火災を発生おそれのある行為の届け出について

焼却禁止の例外に該当するもので野外焼却を行う場合は、『火災とまぎらわしい煙または火災を発生おそれのある行為の届出書』を提出してください。



※『火災とまぎらわしい煙または火災を発生おそれのある行為の届出書』は、火災との見間違えや延焼による火災発生に早急に対応するための届出で、火入れを許可するものではありません。

- ◆問い合わせ先
- | | |
|------------|-----------|
| 総務課 | ☎345-5111 |
| 黒川消防本部 | ☎345-4161 |
| 黒川消防署大衡出張所 | ☎345-0900 |

固定資産税に関する縦覧及び閲覧のお知らせ

①縦覧

- ◆期間 4月2日(月)～5月31日(木)
- ◆縦覧図書 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿
- ◆縦覧できる方 納税義務者、同居の親族又は納税管理人(課税明細書等持参者)、委任状持参者
- ◆手数料 無料

③宅地の標準的な価格の閲覧

- ◆期間 4月2日(月)～平成31年3月29日(金)
- ◆縦覧図書 標準宅地の位置図及び単位地積当たりの価格表
- ◆閲覧できる方 制限なし
- ◆手数料 無料

②閲覧

- ◆期間 4月2日(月)～平成31年3月29日(金)
- ◆縦覧図書 固定資産課税台帳
- ◆閲覧できる方 納税義務者、借地・借家人、同居の親族又は納税管理人(課税明細書等持参者)、委任状持参者、賦課後の所有者
- ◆手数料 1件200円
(4月2日(月)～5月31日(木)までは無料)

◇縦覧及び閲覧場所・時間

- 月～金曜日
- (祝祭日、年末年始休業日を除く)
- 午前8時30分～午後5時15分
- 問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

